

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 5 日 (金) 第188号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (自然保護課取扱い) 1
- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (2件) (障害福祉課取扱い) 3
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 4
- 団体営土地改良事業の換地計画の認可申請を相当とする決定 (農地整備課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 (5件) (道路維持課取扱い) 5
- 道路の供用の開始 (6件) (道路維持課取扱い) 6
- 道路の位置指定 (2件) (鹿児島地域振興局取扱い) 8
(始良・伊佐地域振興局取扱い) 8

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (2件) (管財課取扱い) 8

選 挙 管 理 委 員 会 規 則

- 公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則 (※) (選挙管理委員会取扱い) 10
- 鹿児島県選挙事務等取扱規程の一部を改正する規則 (※) (選挙管理委員会取扱い) 13
- 鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規則 (※) (選挙管理委員会取扱い) 14

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 選挙運動費用収支報告書の要旨の公表の一部訂正 (選挙管理委員会取扱い) 15

規 則

鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 2 号

鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県自然環境保全条例施行規則 (昭和49年鹿児島県規則第10号) の一部を次のように改

正する。

第16条第1号ウ(ウ)中「第19条第1号カ」を「第19条第1号キ」に改める。

第19条第1号エ中「境界標」の次に「（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）」を加え、同号ヒ及びフ中「これ」を「これら」に改め、同条第17号イ中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

第24条第6号ア中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第229号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
西之表市現和字下御山5956番1, 5956番24
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第230号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字嘉入字大平原450番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第231号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
マリンバホームケア薬局	鹿児島市東千石町2番17号ニ ュー天神ビル201号	令和2年 3月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第232号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
医療法人徳洲会笠利病院	奄美市笠利町中金久120番地	令和3年 1月22日	精神通院医療

鹿児島県告示第233号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
株式会社大賀薬局いまきいれ 総合病院前店	鹿児島市高麗町43番26号	令和3年 3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第234号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
生協往診クリニック	鹿児島市谷山中央五丁目14- 19日高ビル1階	令和3年 3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第235号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
白男川薬局中央駅店	鹿児島市西田二丁目28番地10 号1階	令和3年 3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第236号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
		変 更 前	変 更 後	
日本調剤下竜尾薬局 鹿児島市下竜尾町 1 番 1 号	所在地	鹿児島市下竜尾町 1 - 13	鹿児島市下竜尾町 1 番 1 号	精神通院医療

鹿児島県告示第237号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 3 年 3 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
			変 更 前	変 更 後	
有限会社ライフデザイン 南さつま市金峰町中津野 1207番地 1	さつま訪問看護ステーション谷山 鹿児島市中山町1470 - 1	事業所の所在地	鹿児島市清和三丁目11-6	鹿児島市中山町1470-1	精神通院医療

鹿児島県告示第238号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 3 年 3 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 業 者	
						氏名又は名称	住 所
鹿児島県肥第1264号	令和 9 年 4 月 6 日	副産植物質肥料	スーパーアミノスター	窒素全量 2.0 りん酸全量 1.0 加里全量 2.0	該当なし	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志3309番地
鹿児島県肥第1315号	令和 9 年 2 月 26 日	肉骨粉	牛の恵	窒素全量 7.5 りん酸全量10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志3309番地
鹿児島県肥第1316号	令和 9 年 3 月 25 日	肉骨粉	6-10牛肉骨粉	窒素全量 6.0 りん酸全量10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社窪田商店	鹿児島市城南町19番10号

鹿児島県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、長島町が行う土地改良事業団体営中山間地域総合整備長島西部地区広野換地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和 3 年 3 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 縦覧期間
令和 3 年 3 月 8 日から同年 4 月 2 日まで

3 縦覧場所

長島町役場耕地課

鹿児島県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	269号	肝属郡錦江町神川字下平63番1地先から同町神川字城ヶ崎72番1地先まで	前	15.9～34.1	488.6
			後	20.1～134.3	488.6

鹿児島県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	出水市高尾野町下高尾野字石切迫4770番1地先から同市野田町上名字田島原6109番2地先まで	前	9.4～277.8	7,912.8
			後	9.4～277.8	7,912.8
			後	7.1～220.8	5,782.5

鹿児島県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	269号	鹿屋市野里町3025番地先から3024番地先まで	前	15.4～48.9	80.6
			後	16.6～35.9	80.6
県道	鹿屋高山串良線	鹿屋市吾平町麓字三角原2051番2地先から同市吾平町麓字東原2334番1地先まで	前	11.3～17.2	343.9
			後	12.2～30.8	343.9
県道	鹿屋環状線	鹿屋市飯隈町2825番2地先から2982番1地先まで	前	14.6～18.4	28.0
			後	13.8～49.1	28.0

鹿児島県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	269号	鹿屋市野里町3025番地先から3024番地先まで	令和3年 3月5日
県道	鹿屋高山串良線	鹿屋市吾平町麓字三角原2051番2地先から同市吾平町麓字東原2334番1地先まで	
県道	鹿屋環状線	鹿屋市飯隈町2825番2地先から2982番1地先まで	

鹿児島県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	犬飼霧島神宮停車場線	霧島市牧園町持松字野間口636番4地先から同市牧園町持松字狩田880番1地先まで	前	5.3～22.3	884.6
			後	12.4～81.0	820.0

鹿児島県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	犬飼霧島神宮停車場線	霧島市牧園町持松字野間口636番4地先から同市牧園町持松字狩田880番1地先まで	令和3年 3月5日

鹿児島県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	佐多岬公園線	肝属郡南大隅町佐多馬籠字 本田尻509番地先から514番 1地先まで	前	7.0～23.5	179.5
			後	7.0～23.5	179.5
			後	7.0～19.8	156.0

鹿児島県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	佐多岬公園線	肝属郡南大隅町佐多馬籠字本田尻509番地先から514番1地先まで	令和3年 3月5日

鹿児島県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	黒石串良線	曾於郡大崎町持留字茶木後1208番13地先から同町持留字尾ノ鼻1167番1地先まで	令和3年 3月5日

鹿児島県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志布志有明線	志布志市有明町野神字水道2704番2地先から2704番4地先まで	令和3年 3月5日
		志布志市有明町野神字水道2696番3地先から2697番15地先まで	

鹿児島県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊関国上西之表港線	西之表市国上字上崎845番2地先から843番53地先まで	令和3年3月5日

鹿児島地域振興局告示第4号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年3月5日

鹿児島地域振興局長 寺地浩一

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和2年11月25日	千葉市緑区おゆみ野四丁目26番地5 迫一慶	いちき串木野市上名字宇都良213番3（串木野都市計画事業麓土地区画整理事業仮換地街区番号33符号⑦-10）	31.90	4.00

始良・伊佐地域振興局告示第13号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年3月5日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和3年1月26日	霧島市国分中央三丁目3番3号 株式会社国分ハウジング 代表取締役 久保範和	始良市船津字早田597番5並びに字馬場迫1166番4及び1166番4地先水路の一部	72.30	5.01 6.02～6.44

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和3年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和3年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする特定役務の種類

- (1) 情報処理業務（システム運用）
- (2) システム開発業務（システム開発及びプログラム作成）
- (3) コンピュータ関連保守業務（システムの保守管理）
- (4) O A機器賃貸業務（O A機器の賃貸）
- (5) 調査・測定業務（埋蔵文化財の発掘調査等）
- (6) 旅客運送業務（スクールバスの運行）
- (7) 給食業務（給食の提供）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3828
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和3年3月5日から同年4月2日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第5条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和3年12月31日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和3年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（平成 7 年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 3 年 3 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 調達をする物品等の種類
物品の購入（電気・通信機器類、計測・理化学機器類、OA機器類及び車両類（修理））
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和3年3月5日から同年4月2日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
 - (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
 - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から令和4年9月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

選挙管理委員会規則

公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 5 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会規則第1号

公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則

公職選挙法及び同法施行令実施規程（昭和25年鹿児島県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条の7中「捺印」を削る。

第61条の5中「記載しあわせて当該責任者の印を押して」を「記載して」に改める。

第65条中「捺印」を削る。

別記第1号の2様式中「印」を削り、同様式備考に次のように加える。

6 病院（施設）長本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、病院（施設）長本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第1号の3様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 病院（施設）長本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、病院（施設）長本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第1号の4様式中「印」を削り、同様式備考中備考を備考1とし、同様式備考に備考2として次のように加える。

2 病院（施設）長本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、病院（施設）長本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第2号の2様式中「印」を削り、同様式備考に次のように加える。

4 政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第4号の2様式中「拡声器」を「拡声機」に改める。

別記第4号の3様式中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第4号の4様式中「代表者 印」を「代表者 」に改め、同様式備考中備考を備考1とし、同様式備考に備考2として次のように加える。

2 政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第4号の8様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 公職の候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第4号の9様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置があ

る場合はこの限りではない。

別記第4号の10様式（その1）中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 公職の候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第4号の10様式（その2）中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第5号の3様式中「及び取扱者印」を「確認欄」に改め、同様式備考に次のように加える。

4 検印責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、検印責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第6号の3様式中「回」を削る。

別記第10号様式中「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第10号の2様式中「印」を削り、同様式備考に次のように加える。

5 政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第10号の3様式中「印」を削り、同様式備考に次のように加える。

5 政党等の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第11号様式中「印」を削り、同様式備考に次のように加える。

3 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第11号の2様式中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第11号の3様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第14号様式中「印」を削り、同様式備考に次のように加える。

5 公職の候補者又は推薦届出者又は政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確

認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，公職の候補者又は推薦届出者又は政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

「及び
取 扱 者」を削り、「確認欄」に改め，同様式に備考として次のよう
印」

に加える。

備考 検印責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人
人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提
示又は提出を行うこと。ただし，検印責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの
限りではない。

別記第16号様式中「㊟」を削り，同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又
は提出を，その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人
の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，政党その他の政治団体の代表者本
人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第16号の2様式中「印」を削る。

別記第17号の2様式中「印」を削り，同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又
は提出を，その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人
の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，政党その他の政治団体の代表者本
人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第18号の4様式中「㊟」を削り，同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又
は提出を，その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人
の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，政党その他の政治団体の代表者本
人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第19号様式中「及び印
取 扱 者」を削り、「確認欄」に改め，同様式備考2中「県の選挙管理委員会及び自己
印」

の印を押して」を削り，同様式備考に次のように加える。

4 検印責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を，その代理
人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提
示又は提出を行うこと。ただし，検印責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの
限りではない。

別記第20号様式中「㊟」を削り，同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又
は提出を，その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人
の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，政党その他の政治団体の代表者本
人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

鹿児島県選挙事務等取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 5 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会規則第 2 号

鹿児島県選挙事務等取扱規程の一部を改正する規則

鹿児島県選挙事務等取扱規程（昭和 25 年鹿児島県選挙管理委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式，別記第 4 号様式の 2，別記第 5 号様式及び別記第 9 号様式中「㊦」を削る。

別記第 11 号様式中「党派別 氏 名㊦」を「党派別 氏 名 」に改める。

別記第 12 号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

別記第 18 号様式中「㊦」を削る。

別記第 19 号様式から別記第 19 号様式の 3 までの規定中「㊦」を削る。

別記第 24 号様式及び別記第 25 号様式中「印」を削る。

別記第 26 号様式及び別記第 28 号様式中「㊦」を削る。

別記第 28 号様式の 2 中「㊦」を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

.....

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 5 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会規則第 3 号

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規則

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成 6 年鹿児島県選挙管理委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式その 1 中「印」を削り，同様式その 1 備考に次のように加える。

- 4 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第 1 号様式その 2 中「印」を削り，同様式その 2 備考中備考を備考 1 とし，同様式その 2 備考に備考 2 として次のように加える。

- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第 1 号様式その 3 中「印」を削り，同様式その 3 備考中備考を備考 1 とし，同様式その 3 備考に備考 2 として次のように加える。

- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第 2 号様式その 1 中「印」を削り，同様式その 1 備考に次のように加える。

- 5 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を，その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし，公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第 2 号様式その 2 中「印」を削り，同様式その 2 備考に次のように加える。

4 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第2号様式その3中「印」を削り、同様式その3備考に次のように加える。

4 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「印」を削る。

別記第6号様式その1（選挙運動用自動車の使用）中「印」を削り、同様式その1備考に次のように加える。

4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第6号様式その2（ビラの作成）中「印」を削り、同様式その2備考に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第6号様式その3（ポスターの作成）中「印」を削り、同様式その3備考に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条の規定による令和2年7月12日執行の鹿児島県知事選挙における選挙運動の収支に関する報告書について、出納責任者の木山茂樹から訂正の報告があつたので、選挙運動費用収支報告書の要旨の公表（令和2年11月24日鹿児島県選挙管理委員会告示第56号）の一部を次のとおり訂正する。

令和3年3月5日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

3 報告書の要旨の候補者氏名伊藤祐一郎に関する令和2年7月27日受理の第1回報告分中「収 入

円

主たる寄附

（氏名 団体名）（職業）	（寄附額）
いとう祐一郎後援会祐祥会	6,000,000
鹿児島県中小企業団体政治協会	100,000
小山 隆夫 医師	300,000
伊藤 正 会社役員	200,000
田上 桂作 会社役員	120,000

伊藤 蕃	会社役員	100,000	を
豊平 謙	医師	100,000	
肥後 勝	医師	100,000	
江畑 浩之	医師	50,000	
西俣 寿人	医師	50,000	
向高 博之	医師	50,000	
その他の収入		13,000,000	
今回計		20,170,000	
総 計		20,170,000」	

「収 入

円

主たる寄附

(氏名 団体名) (職業)	(寄附額)
いとう祐一郎後援会祐祥会	6,000,000
鹿児島県中小企業団体政治協会	100,000
小山 隆夫 医師	300,000
伊藤 正 会社役員	200,000
田上 桂作 会社役員	120,000
伊藤 蕃 会社役員	100,000
豊平 謙 医師	100,000
肥後 勝 医師	100,000
江畑 浩之 医師	50,000
西俣 寿人 医師	50,000
向高 洋幸 医師	50,000
その他の収入	13,000,000
今回計	20,170,000
総 計	20,170,000」

に改める。